

第12回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年6月26日(金) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嗟 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第 9 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 議案第5号 特別委員会委員の委嘱について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第12回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名の出席であります。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
本日は朝から雨が降っておりますけれども、ここ2～3日天候が悪く、牧草が雨に濡れる被害に遭われている方がいらっしゃるよう聞いております。一番草の刈り取り収穫作業中ということで、忙しい中での農業委員会総会の開催でございますが、このように全員の出席をいただき大変ありがとうございます。

さて、去る6月9日には、年金協議会主催のパークゴルフ大会を開催いたしました。私は、別の会議で出席できず大変申し訳なく思っておりますが、代理を始め委員の皆様方には、御協力をいただき大変ありがとうございました。参加者は34名と聞いておりますが、親睦会の方も有意義に終わったということで、大変よかったなあと思っております。

また、22日には、第36回北海道農業者年金協議会総会が札幌で開催されました。前回総会でもお話したと思っておりますけれども、新規加入者女性部門で全国8位の表彰を受けてまいりました。これも皆様方の御尽力の結果だと思っておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

本日は付議案件5件の提案をいたしておりますが、こちらにつきましても慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思います。

また、農作業の真っ最中ですので、引き続きケガ、事故等のないように努めていただきたいと思っております。そんなお願ひを申し上げまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は、大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番松家委員、10番白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。

本案は1件の願い出であります。名義人の変更を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認で、浜農委27-12号の願い出人は、恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は恵茶人〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇㎡で、現地調査につきましては、小田原委員、永洞委員、谷口委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま
す。調査委員の方々、何かありませんか。

各 調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませ
んか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設
定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け
なければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件の許可申請であります。整理番号1の
貸主は、円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は、円朱別西6線〇〇〇
番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を、円朱別西6線〇〇〇番地、〇
〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては
農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたしま

す。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。整理番号1について、3番永洞委員、お願いします。

永洞委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑に入りますが、〇〇〇〇委員と私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号2の質疑に入りたいと思います。整理番号2の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2と3を採決いたします。

お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長 日程第9 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入1件と、〇〇〇〇〇〇〇からの売渡3件による合計4件の権利移転に伴う作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、西円朱別西22線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西22線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号2の権利を移転する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛東4線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を姉別南5線〇〇番地、〇〇 〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号3の権利を設定する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛東4線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東3線〇〇番地、〇〇〇〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号4の所有権を有する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛東5線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東5線〇〇番地、〇〇 〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、先に整理番号1の質疑、採決を終了させ、続いて整理番号2から4の質疑に入りたいと思います。

それでは、まず先に、整理番号1の質疑を行いますので、〇〇〇〇委員と私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

9番松家委員。

松家委員 本件については農協が買い取るということですがけれども、周りの農家で土地を欲しい方はいらっしゃらないのでしょうか。

農地係長 こちらの土地につきましては、今後近隣の農家に貸し付ける形になっていくものと思われま。

職務代理 他にありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
	(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)
議 長	それでは、引き続き、会議を行います。 まず、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号2から順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

落する9月中旬頃を予定しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

ここで、〇〇委員は、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第3号を採決いたします。

ただいま御提案のあった5名の方を、浜中町農業・農村活性化検討特別委員会の定数外委員に委嘱することに、御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜中町農業・農村活性化検討特別委員会の定数外委員には、〇〇〇〇君、〇〇〇〇君、〇〇〇〇〇君、〇〇〇〇君、〇〇〇〇君に委嘱することに決定いたしました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、7月28日、火曜日、午前10時開催を提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月28日、火曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、7月28日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第12回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 9番 松家 忠夫

浜中町農業委員会 10番 白川 英之

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 27 年 6 月 16 日

第 12 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	永 洞 忠 志 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約 115.5ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第12回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判 断 の 理 由			適 合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			す ず
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第12回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第12回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第12回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		② 用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—